

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	精神障害者保健福祉手帳交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県知事は精神障害者保健福祉手帳の交付事務において、特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和3年1月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、同法で定める精神障害の状態にあると認められた者に対して精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障害者保健福祉手帳交付台帳を作成する等の交付に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、①手帳の新規・更新・等級変更申請にかかる審査及び決定 ②手帳の交付(再交付) ③手帳交付台帳の整備 に使用する。
③システムの名称	精神保健業務管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第2 25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第2 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43の4、第53条、第55条、第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保健部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課)059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	医療保健部健康推進課 〒514-8570 津市広明町13番地 059-224-2273

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月24日	I-4-② 法令上の根拠	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第二 25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第18条 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、 55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の 2の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、 第29条、第30条、第31条、第42条、第43条 の4、第53条 ※番号法第19条第7号 別表第二の16の2の 項に係る主務省令は未制定	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第2 25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第18条 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第2 16の項、16の2の項、27の項、28の項、31の 項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、7 9の項、85の2の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、 第29条、第30条、第31条、第42条、第43条 の4、第53条 ※番号法第19条第7号 別表第二の16の2の 項に係る主務省令は未制定	事後	重要な変更にあたらない(時 点修正)
平成30年10月24日	I-5-① 部署	健康福祉部障がい福祉課	医療保健部健康づくり課	事後	重要な変更にあたらない(時 点修正)
平成30年10月24日	I-8 連絡先	健康福祉部障がい福祉課	医療保健部健康づくり課	事後	重要な変更にあたらない(時 点修正)
平成31年2月8日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
令和3年1月26日	I-4-② 法令上の根拠	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第2 25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第18条 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第2 16の項、16の2の項、27の項、28の項、31の 項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、7 9の項、85の2の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、 第29条、第30条、第31条、第42条、第43条 の4、第53条 ※番号法第19条第7号 別表第二の16の2の 項に係る主務省令は未制定	(情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第2 25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第18条 (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第2 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、 31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の 項、79の項、85の2の項、106の項、108の 項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、 第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、 第42条、第43の4、第53条、第55条、第59条 の2の2	事後	重要な変更にあたらない(時 点修正)
令和3年1月26日	I-5-① 部署	医療保健部健康づくり課	医療保健部健康推進課	事後	重要な変更にあたらない(時 点修正)
令和3年1月26日	I-8 連絡先	医療保健部健康づくり課	医療保健部健康推進課	事後	重要な変更にあたらない(時 点修正)